

第 8 編 市民環境部

市民生活課

1 地区会館・町内会館・コミュニティセンター

地区会館は、市民の集会等の用に供する施設として、釧路地区34カ所、阿寒地区6カ所、音別地区7カ所に設置している。また、釧路地区の町内会が独自で建設する町内会館には、建設費の3分の1（250万円を限度）、便所の水洗化改造費の3分の1（50万円を限度）及び運営費（40,000円から67,000円）の助成金を交付する。

釧路地区会館利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

会館名	住 所	利用件数	利用人員
釧路市千歳会館	千歳町3-13	121	826
釧路市愛国会館	愛国東4-2-8	605	6,251
釧路市若草会館	若草町3-14	535	5,509
釧路市旭会館	旭町12-8	13	88
釧路市豊川会館	豊川町16-16	232	1,842
釧路市美原会館	美原4-1-17	1,010	10,476
釧路市春採下町会館	武佐1-3-25	238	5,351
釧路市桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡4-3-28	328	3,178
釧路市星が浦会館	星が浦大通2-7-22	190	1,943
釧路市鳥取北会館	鳥取北4-10-16	74	2,909
釧路市新橋会館	新橋大通2-2-15	302	4,905
釧路市城山会館	城山1-12-13	78	1,472
釧路市桜ヶ岡共和会館	桜ヶ岡5-21-25	186	2,048
釧路市宮本会館	宮本2-12-7	23	231
釧路市昭和会館	昭和町4-8-10	397	5,654
釧路市愛国東会館	愛国東2-1-15	283	3,631
釧路市橋南西会館	南大通2-1-111	87	1,021
釧路市緑ヶ岡南会館	緑ヶ岡5-4-27	316	4,135
釧路市武佐会館	武佐4-26-6	109	1,597
釧路市鉄北中央会館	若松町11-14	231	2,375
釧路市中鶴野会館	鶴野58-3062	129	1,336
釧路市昭園会館	昭和南6-19-8	250	2,278
釧路市大星会館	大楽毛北1-1-10	166	2,726
釧路市芦野会館	芦野3-29-5	383	3,898
釧路市大楽毛西会館	大楽毛131-12	108	1,673
釧路市鳥取南会館	鳥取南7-2-8	137	2,182
釧路市昭和北会館	昭和北3-26-16	129	2,064
釧路市富士見会館	富士見3-2-1	324	3,959
釧路市はまなす会館	興津2-17-22	164	3,445
釧路市鳥取東会館	鳥取大通1-3-8	100	655
釧路市文苑会館	文苑1-31-13	339	4,135
釧路市白樺ふれあい交流センター	白樺台2-1-1	131	1,345
釧路市緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター	貝塚1-7-15	375	5,305
釧路市共栄ふれあいセンター	双葉町4-38	642	5,939
合 計		8,735	106,382

※釧路市駒場会館、釧路市沼尻会館、釧路市宝浜会館は令和6年3月に閉館。

阿寒地区会館利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

会 館 名	住 所	利用件数	利用人員
阿寒町北会館	阿寒町北新町2丁目1番2号	34	511
阿寒町下舌辛集会所	阿寒町下舌辛11線56番地	10	69
阿寒町コミュニティセンタータンチョウの家	阿寒町上阿寒25線37番地	18	119
阿寒町西徹別多目的研修集会所	阿寒町西徹別39線17番地	7	63
阿寒町上徹別福祉会館	阿寒町飽別51線24番地	13	73
阿寒町若草会館	阿寒町阿寒湖温泉6丁目2番19号	10	129
合 計		92	964

音別地区会館利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

会 館 名	住 所	利用件数	利用人員
音別町拓北会館	音別町中音別445番1	19	133
音別町尺別中央会館	音別町尺別原野基線41番5	10	105
音別町光和会館	音別町中音別294番4	1	4
音別町上音別会館	音別町音別原野基線138番47	6	50
音別町ムリ会館	音別町音別原野第2基線44番8	0	0
音別町川西会館	音別町音別原野西2線30番22	18	129
音別町春陽会館	音別町音別原野基線154番4	0	0
合 計		54	421

コミュニティセンターは、地域住民のコミュニティ活動、健康増進、文化及び教養の向上を図るため体育館、図書館、公民館の分館的機能や地域情報センター的機能を有する多目的複合施設である。

釧路地区に3館、阿寒地区に4館、音別地区に1館設置している。

コミュニティセンター利用状況（令和6年度）

（単位：件、人）

館 名	サークル		学習文化事業		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
釧路市鳥取コミュニティセンター（コア鳥取）	2,139	22,574	185	4,453	1,068	8,394	3,392	35,421
釧路市東部地区コミュニティセンター（コア大空）	1,384	18,461	108	3,704	1,100	9,769	2,592	31,934
釧路市中部地区コミュニティセンター（コアかがやき）	1,833	19,872	516	14,410	1,109	10,206	3,458	44,488
阿寒町橋南センター	130	1,380	0	0	41	1,402	171	2,782
阿寒町布伏内コミュニティセンター	10	48	0	0	619	1,150	629	1,198
阿寒町徹別多目的センター	0	0	0	0	35	463	35	463
阿寒町仁々志別多目的センター	100	1,383	0	0	57	1,472	157	2,855
音別町コミュニティセンター	98	373	48	1,327	27	488	173	2,188

2 街路灯に対する助成（釧路地区）

(1) 整備費補助（令和5年度より補助率等変更）

LED灯の更新、灯柱の更新及び照明器具の移設費用の8割（1灯につき計10,000円を上限）を補助

(2) 維持費（電気料金）補助

年間の電気料金の8割相当を補助（1灯につき60ワット契約を上限）

(3) 令和6年度補助状況	維持費補助	14,401灯	34,728,564円
	整備費補助		
	LED灯の新設	9灯	90,000円
	LED灯への取替	18灯	180,000円
	LED灯の更新	149灯	1,490,000円
	灯柱の更新	1本	10,000円
	灯具の移設	1本	10,000円

3 市民運動の啓発・指導

(1) 連合町内会の育成及び指導

連合町内会と綿密な連携をとりながら、地域住民の連帯感の高揚と明るく住みよい街づくりを目指して町内会活動を推進している。平成19年4月1日に釧路市連合町内会、阿寒町町内会連合会、音別町連合町内会が統合し、釧路市連合町内会として住民の連帯感の向上を目指す。

町内会数 釧路地区424、阿寒地区32、音別地区18（連合町内会加盟 令和6年4月1日現在）

(2) 市民憲章の推進

令和6年度は、市民憲章実践モデル町内会・職域の育成や推進書道展及びポスター展の開催、広報誌「市民憲章くしろ」の発行、ラジオ放送での周知などの事業を行い、市民憲章の啓発に努めた。また、令和7年度より白樺花いっぱい運動事業の実施を予定している。

(3) 釧路市民憲章制定60周年事業（令和6年度実施事業）

釧路市民憲章が制定から60周年を迎えることを記念し、記念式典を開催した。式典では、表彰、記念講演、ステージ発表等を行った。また、高校生を対象とした写真展・ワークショップを開催。記念誌の発行、啓発資材によるPR活動等を実施した。

4 北方領土返還運動

(1) 「北方領土の日」北方領土返還要求署名呼び掛け

(2) 北方領土返還要求署名コーナーの開設

5 平和に対する取組

(1) 平和都市推進事業

「釧路市平和都市推進委員会」を中心に、平和図書読書感想文コンクール・平和絵画コンクール・平和の主張コンクール・原爆写真ポスター展等を実施し、幅広く平和思想の啓発に努めた。釧路市立共栄中学校、武修館中学高等学校においては、長崎より被爆体験伝承者を招き、講話を中心とした「平和のつどい」を開催した。令和6年8月15日には栄町平和公園において「釧路市民戦災死没者慰霊式並びに平和祈念式」を開催した。

(2) 戦後80年事業（令和7年度新規事業）

令和7年度は3年に1度の被爆地（広島市）訪問市民代表団の派遣を実施し、帰釧後には釧路市生涯学習センターにおいて報告会を兼ねた「平和のつどい」の開催を予定している。

戦後100年に向けた情報収集や広島へ千羽鶴の奉納、記念誌の発行を予定している。

6 釧路市民貢献賞

農林業、水産業、商工業、観光業等の経済活動又は労働団体活動を通じ、本市の産業発展に著しく貢献したと認められる者及び、地方自治、教育、住民活動、社会福祉、保健衛生等の分野で、市民生活の向上に著しく貢献したと認められる者に対して、その功績を称え表彰するもの。（釧路市産業賞と釧路市社会賞を統合し平成13年新設）

(1) 令和6年度市民貢献賞受賞者

栗林 延次（産業部門）、平間 育子（社会部門）

7 市民活動支援

「釧路市民活動センター」において、市民活動団体の活動拠点の整備や情報の受発信、交流会の開催や各種相談業務など多面的な支援を行っている。センターは耐震性の確保と利便性の向上を目指し平成23年3月にパステルパークに移転した。

(1) 来館者数 24,185人（令和6年度）

8 市民バス運行事業

旧阿寒町区域に居住する者を対象として、福祉の増進を目的に市民バスの運行を実施した。

(1) 運行件数 1件

(2) 運行金額 82,236円（団体負担：1件 32,890円）

9 ふれあい相談

釧路市社会福祉協議会内の「ふれあい相談センター」において、家庭生活に関わる相談を受け付けた。

(1) ふれあい相談件数 938件

(2) 相談方法 電話 938件（100%） 面接 0件（0%）

10 交通安全対策

5年毎に「交通安全計画」を策定し交通安全の推進を図っている。

さらに交通安全指導員を委嘱して街頭指導体制を強化し、交通安全運動を強力に展開している。

（交通安全指導員数 釧路地区132人 阿寒地区10人 音別地区7人 令和7年4月現在）

(1) 交通安全市民要望

市民からの交通安全に関する要望（信号機や横断歩道、一時停止標識の設置要請に関すること等）を受け、警察署をはじめとした関係機関に対し、要望書を提出している。

市民要望受付の項目別件数

（単位：件）

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
項 目	件数	項 目	件数	項 目	件数
停止線設置・規制変更	1	停 止 線 設 置	2	信 号 機 設 置	1
信号機・横断歩道設置	1	信号機・横断歩道設置	1	横 断 歩 道 設 置	1
信 号 機 抑 制	1				
安 全 確 保	1				
総 計	4	総 計	3	総 計	2

(2) 交通安全推進員の配置

学童の登下校時における交通安全指導員、幼児・学童・高齢者などを対象とした交通安全思想の啓発、交通安全教育のための交通安全推進員4名を配置している。

(3) 交通安全教室の開催

交差点における安全確認の励行と正しい横断方法、道路標識の見方、自転車の正しい乗り方等、交通ルールとマナーの実践指導を徹底している。

交通安全教室実施状況（令和6年度）

（単位：回、人）

	項 目	保育園	幼稚園	こども園	小学校	義務 教育 学校	養護学校 釧路支援学校	児童館	高齢者	町内会	その他	合計
釧路地区	回 数	14	13	57	30	3	1	12	6	0	4	140
	参加人員	931	760	4,221	5,284	274	137	533	131	0	679	12,950
阿寒地区	回 数	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
	参加人員	0	20	47	48	0	0	0	0	0	0	115

音別地区	回 数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	参加人員	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	33

(4) 通年・期別・交通安全の日運動の実施

春・秋の全国運動をはじめとする6期60日の期別運動や、街頭啓発等を実施し市民の交通安全意識の向上と実践活動推進の徹底を図った。

(5) 交通安全シルバーリーダー研修会の実施

単位老人クラブの会長等をシルバーリーダーに認定、事故発生現場見学や座学等の研修会を実施するなどし、自主的に各種会合を通じて高齢者の交通安全意識の普及を図った。

11 消費者保護対策

(1) 消費生活センターの設置

消費生活センターでは、消費生活相談のほか、移動パネル展等での消費者啓発、くらしの教室の消費者グループへの開放を行っている。

利用状況（令和6年度） くらしの教室 16件（使用件数）

(2) 消費者相談

日常の消費生活におけるトラブルなどを解消するため、消費生活相談を行っている。

消費生活相談受付の項目別件数

（単位：件）

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	項 目	件数		項 目	件数		項 目	件数
1	保 健 衛 生 品	124	1	商 品 一 般	124	1	商 品 一 般	157
2	商 品 一 般	113	2	土地・建物・設備	114	2	運輸・通信サービス	126
3	土地・建物・設備	88	3	食 料 品	100	3	土地・建物・設備	107
4	食 料 品	86	4	運輸・通信サービス	94	4	金融・保険サービス	104
5	教 養 娛 楽 品	80	5	教 育 娛 楽 品	93	5	食 料 品	92
6	金融・保険サービス	56	6	保 健 衛 生 品	90	6	他 の 役 務	91
7	その他(20項目)	525	7	その他(20項目)	468	7	その他(20項目)	481
総 計		1,072	総 計		1,083	総 計		1,158

(3) 消費者教育と情報提供（令和6年度）

消費生活出前講座、移動パネル展、消費生活講座、消費者まつりなどを行った。

ア 消費生活出前講座 13回 延 1,164名
 イ 移動パネル展 4回 延 23日
 ウ 消費生活講座 2回 延 33名
 エ 消費者月間事業（パネル展）
 オ 消費者まつり

12 生活必需物資等価格需給動向調査

- (1) 品 目 令和6年度 4品目（灯油・ガソリン・軽油・プロパンガス）
 (2) 調査店舗 41店舗
 (3) 回 数 毎月1回（10日）年12回

13 計量行政

消費者保護を目的に、取引が正しい計量器（はかり）を使用し正確に計量されることを目的とし、次の業務を実施した。

(1) 定期検査

取引・証明に使用される計量器を対象に、不正計量器の排除と適正な取引の確保のため、定期検査を実施した。

(2) 立入検査

適正な計量取引の確保のため、商品の量目検査及び特定計量器立入検査（台帳検査等）を実施した。

(3) 計量思想の普及

適正計量の啓発のため、釧路市コミュニティセンター３館で、計量パネルの展示や各種メーター類の展示を行った。

年度別検査実施状況

(単位：件)

年 度		令和４年度	令和５年度	令和６年度
検査種類				
定期検査	検 査 数	580	161	590
	不合格数	15	2	11
計量士による代検査	検 査 数	540	530	537
	不合格数	5	10	6
商品量目立入検査	検 査 数	1, 323	1, 395	1, 189
	不適正数	32	18	9
水道メーター立入検査	検 査 数	8, 424	8, 831	10, 447
	不適正数	0	0	0

14 市民生活の安全の推進

(1) 釧路市暴力団排除条例

社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定した。

(2) 釧路市の事務事業及び公共施設からの暴力団排除に関する協定

市の事務事業や公共施設の利用からの暴力団排除に関し、必要な措置を講ずるための相互連携、協議体制の確立のため、市と釧路方面釧路警察署との間で締結した。

15 再犯防止

(1) 地域援助協議会での講演

令和７年１月に釧路保護観察所で行われた地域援助協議会にて「計画策定後の再犯防止の取組と課題について」講演を実施し、再犯推進に係る現状及び今後の課題について説明を行った。

戸 籍 住 民 課

1 住民基本台帳人口及び世帯数

令和6年度末の住民基本台帳の総人口は152,875人、世帯数は90,808世帯であり、一世帯当たりの構成員数はおよそ1.68人である。

令和4年度末と比較すると、6,139人減少（減少率4.02%）となっている。

（各年度末現在）

年 度		人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)	対前年度増△減		国籍数
		男	女	計		人口 (人)	世帯	
令和4	日本人	74,388	83,643	158,031	91,503	△2,905	△583	32
	外国人	308	675	983	792	200		
	混合 (世帯のみ)				113			
	合計	74,696	84,318	159,014	92,408	△2,705		
令和5	日本人	72,751	81,941	154,692	90,518	△3,339	△794	33
	外国人	399	789	1,188	978	205		
	混合 (世帯のみ)				118			
	合計	73,150	82,730	155,880	91,614	△3,134		
令和6	日本人	71,206	80,270	151,476	89,511	△3,216	△806	36
	外国人	458	941	1,399	1,183	211		
	混合 (世帯のみ)				114			
	合計	71,664	81,211	152,875	90,808	△3,005		

2 人口の自然増減及び社会増減

前記人口を原因により分類すると、その内訳は下記のとおりである。

（単位：人）

年 度		人 口	社 会			自 然			そ の 他			計
			転入	転出	差 (A)	出生	死亡	差 (B)	増	減	差 (C)	
令和4	日本人	158,031	4,978	6,022	△1,044	681	2,539	△1,858	26	29	△3	△2,905
	外国人	983	762	530	232	3	1	2	4	38	△34	200
	合計	159,014	5,740	6,552	△812	684	2,540	△1,856	30	67	△37	△2,705
令和5	日本人	154,692	4,751	6,051	△1,300	651	2,679	△2,028	29	40	△11	△3,339
	外国人	1,188	803	569	234	4	2	2	5	36	△31	205
	合計	155,880	5,554	6,620	△1,066	655	2,681	△2,026	34	76	△42	△3,134
令和6	日本人	151,476	4,791	5,816	△1,025	578	2,756	△2,178	25	38	△13	△3,216
	外国人	1,399	783	552	231	7	3	4	2	26	△24	211
	合計	152,875	5,574	6,368	△794	585	2,759	△2,174	27	64	△37	△3,005
合 計			16,868	19,540	△2,672	1,924	7,980	△6,056	91	207	△116	△8,844

※上記のとおり、過去3年間の分類人口別の推移は、社会減2,672人（年間平均約891人）、自然減6,056人（同2,019人）、その他の減116人（同39人）、合計8,844人（同2,948人）の減となっている。

なお、本市における令和6年度の出生及び死亡の1日平均は、出生1.60人、死亡7.56人である。

3 本籍数及び本籍人口数

令和6年度末現在、本籍数83,312戸籍、本籍人口数178,802人である。

令和4年度末と比較すると、本籍数は2,016戸籍の減少となり、本籍人口数は6,097人の減少となる。

なお、1戸籍当たりの本籍人口数は2.15人である。

(各年度末現在 単位：戸籍、人)

年 度	本籍数	本籍人口数	対前年度増△減	
			本籍数	本籍人口数
令和4	85,328	184,899	△836	△2,843
令和5	84,340	182,002	△988	△2,897
令和6	83,312	178,802	△1,028	△3,200

4 窓口取扱件数（令和6年度）

(単位：件)

	戸籍、住基、 印鑑等に関 する届出及 び証明	諸税の収納	その他の 収 納	市 税 等 証 明	その他の 申 請 等	計
戸籍住民課	167,820	—	—	2,450	—	170,270
阿寒町市民課	2,683	1,263	1,422	415	1,468	7,251
音別町市民課	1,378	2,216	689	304	117	4,704
鳥取支所	32,387	—	—	3,404	118	35,909
阿寒湖温泉支所	1,004	176	753	198	1,081	3,212
合計	205,272	3,655	2,864	6,771	2,784	221,346

※鳥取支所分室、桜ヶ岡支所、春採支所、大楽毛支所は令和5年3月31日で閉所となった。

5 一般旅券取扱件数

平成21年7月から取り扱いを開始し、申請は市内4カ所（戸籍住民課・阿寒町行政センター市民課・阿寒湖温泉支所・音別町行政センター市民課）で行い、交付は戸籍住民課で行う。

(単位：件)

年 度	5年旅券			10年旅券			訂正	増補等	合 計
	男	女	計	男	女	計			
令和4	268	306	574	136	174	310	10	3	897
令和5	577	645	1,222	288	363	651	19	17	1,909
令和6	438	535	973	235	305	540	20	3	1,536
合計	1,283	1,486	2,769	659	842	1,501	49	23	4,342

6 マイナンバーカードの普及促進

(1) 普及状況

平成 28 年 2 月より申請者にマイナンバーカードの交付を開始。

交付開始から令和 6 年度末現在の交付枚数の累計は 145,265 枚、住民基本台帳人口当たりの交付枚数率は 95.0%である。

(各年度末現在)

年 度	年間交付枚数 (枚)	累計交付枚数 (枚)	交付枚数率 (%)
令和 4	46,838	118,075	74.2
令和 5	14,986	133,061	85.3
令和 6	12,204	145,265	95.0

(2) マイナンバーカードセンター等

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	開設日	所 在 地
釧路市西部マイナンバーカードセンター	R 4. 2. 22	昭和中央 4 丁目 18 番 1 号 (イオンモール釧路昭和)
釧路市マイナンバーカードコールセンター	R 4. 1. 28	

※釧路市西部マイナンバーカードセンターは令和 7 年 3 月 28 日で閉所となった。

7 各支所等

(1) 主な業務

- ア 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明に係る届書、申請書並びに証明書願の受付
- イ 交付書類の作成、認証及び交付
- ウ 埋火葬の許可及び火葬場の使用許可
- エ 諸税、その他使用料及び手数料の収納 (阿寒湖温泉支所のみ)
- オ 市税等の証明
- カ 介護保険、国民年金、国民健康保険住所変更届
- キ 小・中学校の転校手続 (鳥取支所のみ)
- ク し尿汲取りの登録書の受付
- ケ 自動車臨時運行許可 (鳥取支所のみ)

(2) 所在地及び職員数

(令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人)

	所 在 地	職員数	会計年度任用 職員数
鳥 取 支 所	住之江町 6 番 25 号	5	7
阿寒湖温泉支所	阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6 番 20 号	4	1

※令和 5 年 3 月 31 日で 3 支所 1 分室 (桜ヶ岡支所、春採支所、大楽毛支所、鳥取支所分室) は、廃止となった。

8 支所・分室の廃止に伴う対応策 (令和 5 年度より実施)

(1) 市有施設及び民間施設への各種証明書取得用マルチコピー機の設置

ア 設置施設及び利用可能日時

施 設 名	所 在 地	利 用 日 時
釧路市鳥取コミュニティセンター (コア鳥取)	鳥取北 8-3-10	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市中部地区コミュニティセンター (コアかがやき)	愛国 191-5511	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市東部地区コミュニティセンター (コア大空)	益浦 1-20-20	火曜日～金曜日 9:00～17:00

コープさっぽろ桜ヶ岡店	桜ヶ岡 4-2-22	月曜日～金曜日 9:00～17:20
コープさっぽろ中央店	春採 7-10-2	月曜日～金曜日 9:00～17:20
自動車会館	鳥取大通 6-1-1	月曜日～金曜日 9:00～17:20
大楽毛郵便局	大楽毛 4-3-8	月曜日～金曜日 9:00～17:20

※取得できる証明書：住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書

(2) 釧路市コミュニティセンター 3 館と戸籍住民課をオンラインで繋いだリモート相談の実施

ア 実施施設及び利用可能日時

施設名	所在地	利用日時
釧路市鳥取コミュニティセンター (コア鳥取)	鳥取北 8-3-10	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市中部地区コミュニティセンター (コアかがやき)	愛国 191-5511	火曜日～金曜日 9:00～17:00
釧路市東部地区コミュニティセンター (コア大空)	益浦 1-20-20	火曜日～金曜日 9:00～17:00

(3) 職務上請求に係る各種証明書の宅配サービスの実施

職務上請求による第三者の証明書を取得する士業を対象に、事前の利用登録のうえ、証明書の宅配サービスを行う。

ア 対象者

釧路地区（旧釧路市）に事務所を有する以下の有資格者（法人含む）

・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

イ 対象証明書

・住民票の写し、戸籍事項証明書（除籍事項証明書）、改製原戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書

環 境 保 全 課

1 環境保全の推進

(1) 釧路市環境基本条例

環境施策の基本的枠組みを定め、環境の保全及び創造を総合的、計画的に進め、将来にわたり良好な環境を確保することを目的としている。

(2) 釧路市環境基本計画

釧路市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年3月に釧路市環境基本計画を策定し、令和3年3月には「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を包含した第2次計画を策定した。令和6年3月には、国と北海道が温暖化対策の計画を改定するなどの情勢変化を踏まえ、包含された「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」部分の改定を行うとともに、「釧路市気候変動適応計画」を新たに包含し、第2次計画の改定を行った。

計 画 の 期 間	令和3年度～令和12年度
望ましい環境像	人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ
基 本 目 標	・脱炭素社会の形成 ・循環型社会の形成 ・自然との共生社会の実現 ・住み良い生活環境の確保 ・環境教育・環境保全活動の推進

ア 釧路市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市・市民・事業者が協働し、温室効果ガス排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年3月、釧路市地球温暖化対策地域推進計画を策定した。（令和3年3月 第2次釧路市環境基本計画に包含）

計 画 の 期 間	令和3年度～令和12年度
削 減 目 標	二酸化炭素排出量を基準年（平成25年度）と比べて目標年（令和12年度）までに <u>48%</u> 削減する

イ 釧路市気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき、気候変動に対処し、被害を回避・軽減する適応策を進めるため、令和6年3月、第2次釧路市環境基本計画の改定と併せ、同計画に包含する形で策定した。

(3) 省エネルギー法の推進

平成22年4月、省エネルギー法の改正により、保有施設のエネルギー消費量（原油換算）が年間1,500kℓを超える特定事業者として市長部局、教育委員会、上下水道部が指定を受けた。法で求めるエネルギー使用原単位の年1%以上の低減のため、各部局が所管する施設のエネルギー調査を実施し、省エネ効果のある改修等を各施設に提案している。

(4) 釧路市e c o ライフ促進支援補助金（令和6年度実績）

平成27年度から、脱炭素社会の実現に向け、環境への負荷が少ない省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入費用の一部を補助している。なお、令和5年10月から北海道が創設した「住まいのゼロカーボン化推進事業」により、補助金が上乘せされている。

補助対象設備		補助金額	交付件数
定置用蓄電池 （太陽光パネル新設）	新築住宅	15万円	32件
	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	30万円	12件
定置用蓄電池 （太陽光パネル既設）	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	12万円	16件
家庭用燃料電池（エネファーム）	新築住宅	20万円	1件
	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	40万円	3件
ガスコジェネレーションシステム （コレモ）	新築住宅	6万円	6件
	既存住宅（北海道補助金上乘せ）	12万円	0件

(5) 釧路市環境審議会

学識経験者等で組織され、環境基本計画に関すること並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(6) 釧路市環境白書

釧路市環境基本条例に基づき、釧路市の環境の現況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめたもので、環境問題への理解を深め、環境保全への取組を促進することを目的とし、平成11年度から毎年度発行している。また、平成13年度版以降は環境基本計画の進捗状況も記述している。

(7) 釧路市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、釧路市の事務事業より排出する温室効果ガスの削減に向けた取組を計画的に実行するため、平成16年3月、第1期釧路市地球温暖化防止実行計画を策定した。令和5年3月に第5期計画を策定し、目標達成に向けた取組を進めている。

計 画 の 期 間	令和5年度～令和12年度
削 減 目 標	二酸化炭素排出量を基準年（平成25年度）と比べて目標年（令和12年度）までに <u>50%以上削減</u> する

(8) 普及啓発

ア 市民の環境保全に向けた活動を促進するため、環境月間パネル展、自然観察会、講習会などの普及啓発事業のほか、家庭でできる地球温暖化防止の取組として、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動、通称「デコ活」を宣言し、地域への普及を進めている。

イ こどもエコクラブ

「公益財団法人日本環境協会」が支援し行う事業で、子どもたち（幼児から高校生）が自主的にクラブを構成し、環境学習及び環境の保全に関する活動に取り組んでいる。

登録クラブ数1クラブ、登録クラブ員6名（令和7年3月末現在）

(9) 地域と共生する再生可能エネルギーの導入

釧路市の豊かな自然環境や生物多様性、優れた景観を将来の世代に継承していくため、太陽光発電施設の設置に関し必要な事項等を定め、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的として、太陽光発電事業者に事前の届出等を求める「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を令和5年7月に策定した。

ガイドラインに基づく届出件数（令和6年度） 19件

2 公害防止

(1) 公害の現状

ア 大気汚染

都市型と産業型との複合型であり、環境基準を達成し、良好な状況にある。

イ 水質汚濁

主要な公共用水域のうち、釧路川水系、阿寒川水系については、規制指導の強化・汚水処理施設の整備等により環境基準は達成されているものの、釧路海域では一部達成されていない。阿寒湖についても、周辺地区の下水道整備が進められ、現在では、事業場排水や生活排水のほとんどが下水道に接続されているものの、環境基準は達成していない。また、春採湖についても、各種浄化対策により水質の改善が進んでいるものの、環境基準は達成していない。

ウ 騒音・振動

一般地域における騒音は、昼間・夜間ともに環境基準を達成している。道路に面した地域についても、騒音・振動ともに要請限度を下回っている。また、航空機騒音についても環境基準を達成している。

エ 悪臭

環境調査や事業場への立入調査を実施し、規制基準を達成している。なお、水産加工場等に対し悪臭防止装置の整備等指導し、防止対策を促している。

(2) 公害の対策

ア 規制地域の指定

騒音・振動及び悪臭問題に対応するため、法に基づく規制地域の指定を受け規制指導にあたってい

る。規制地域の指定状況（市告示）は次のとおり

騒音規制法 令和6年12月改正 悪臭防止法 令和6年12月改正 振動規制法 令和6年12月改正

イ 公害防止条例の制定

公害防止に関する施策の基本を定めるとともに、法令に基づく規制を補完するものとして、工場・事業所のばい煙及び騒音について規制基準を設定し、生活環境の保全に努めている。

ウ 公害防止協定の締結

釧路市は、石炭・紙パルプ製造業の主要企業及び石炭火力発電所と公害防止協定を締結し、定期的な立入検査を実施することで、環境汚染の積極的防止に努めている。

(ア) 王子マテリア(株)釧路工場（旧釧路市と本州製紙(株)釧路工場にて昭和48年に締結）

平成17年10月11日 3市町合併により再締結（大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭）

令和2年2月18日 重油ボイラーの廃止により細目書一部改正

(イ) 日本製紙(株)釧路事業所（旧釧路市と十條製紙(株)釧路工場にて昭和49年に締結）

平成17年10月11日 3市町合併により再締結（大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭）

令和6年2月1日 紙・パルプ事業用ボイラーの廃止により細目書一部改正

令和6年11月5日 紙・パルプ事業用設備（キルン）の廃止により細目書一部改正

(ウ) 釧路コールマイン(株)（旧釧路市と太平洋炭礦(株)にて昭和50年に締結）

平成17年10月11日 3市町合併により再締結（水質汚濁）

(エ) (株)釧路火力発電所

令和2年3月27日 締結（大気汚染、騒音、悪臭）

(3) 公害苦情処理

釧路市全域における処理件数は63件（令和7年3月末現在）であり、地区別の件数は以下のとおりである。

区 分	釧路地区	阿寒地区	音別地区	合 計
処理件数	54件	1件	0件	55件

3 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) 「リサイクル情報バンク」

家庭で不用となった家具、自転車等を市が情報交換の窓口となり、必要とする人へ紹介し、再利用の促進を図ることにより、ごみの減量化につなげている。

令和6年度登録実績

ア 譲ってください 49件 イ 譲ります 40件 ウ 交渉成立 34件

4 浄化槽関連業務

(1) 浄化槽基数 434基（令和7年4月1日現在）

(2) 浄化槽清掃業の許可 5業者（令和7年4月1日現在）

(3) 合併処理浄化槽設置費補助金交付決定件数（令和6年度）

	5人槽	7人槽	10人槽	単独撤去	宅内配管工事	合計
釧路地区	1	0	0	(1)	(1)	1
阿寒地区	0	0	0	(0)	(0)	0
音別地区	0	0	0	(0)	(0)	0
合計	1	0	0	(1)	(1)	1

※単独撤去、宅内配管工事は合計に含まない。

5 し尿処理

(1) 対象人口等

（令和7年3月31日現在）

区 分	釧路地区	阿寒地区	音別地区	合 計
収集対象人口	6,565人	918人	493人	7,976人
収集対象世帯	1,906世帯	666世帯	408世帯	2,980世帯

委託業者	(株)釧路厚生社	(有)阿寒クリーン社	音別衛生(有)	3業者
委託料(6年度決算)	51,975千円	18,704千円	11,279千円	81,958千円
車両現有台数 ※	大型2・中型1	中型2	大型1・中型1	大型3・中型4

※大型車両(6.5t)・中型車両(3.0～3.5t)

(2) し尿収集量

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
釧路地区	3,458.2kℓ	3,267.5kℓ	3,121.1kℓ
阿寒地区	1,142.0kℓ	1,097.6kℓ	1,065.6kℓ
音別地区	551.9kℓ	553.0kℓ	505.7kℓ
合計	5,152.1kℓ	4,918.1kℓ	4,692.4kℓ

(3) 浄化槽汚泥等収集量

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
釧路地区	1,427.2kg	1,270.4kg	1,245.0kg
阿寒地区	354.2kg	315.4kg	348.2kg
音別地区	85.4kg	92.4kg	102.5kg
合計	1,866.8kg	1,678.2kg	1,695.7kg

(4) し尿処理手数料

ア くみ取り1回につき100ℓ(5個)まで675円

イ 100ℓ超過分は20ℓ(1個)ごとに135円

(5) し尿処理施設(大楽毛下水終末処理場)

ア 所在地 釧路市星が浦南6丁目9番

イ 処理方法 標準活性汚泥法

ウ 処理能力 日量 80.4kℓ

6 火葬場

(1) 各斎場の概要

ア 釧路市昇雲台斎場

(ア) 位置 釧路町鳥通東8丁目12・13・14番地 字遠野18-258

(イ) 敷地面積 16,247.99㎡(4,920坪)

(ウ) 建築面積 3,062.82㎡(928坪)

(エ) 建設工期 平成13年4月27日着工 平成14年4月23日竣工

(オ) 施行内容 火葬炉 8基、胞衣炉 1基、告別室 3室、収骨室 3室、待合室 7室、エントランスホール、待合ホール、事務室、炉前ホール、中庭、火葬炉機械室等管理諸室ほか

(カ) 供用開始 平成14年6月4日

(キ) 総事業費 約21億3,800万円

イ 阿寒町斎場

(ア) 位置 釧路市阿寒町舌辛33番地

(イ) 建築面積 377.90㎡(114.5坪)

(ウ) 建設工期 平成3年8月27日着工 平成4年2月29日竣工

(エ) 施行内容 火葬炉 2基、胞衣炉 1基、待合ホール、遺族控室 2室、告別ホール、炉前ホール、玄関ホール、機械室、事務室、その他所要室、花壇

(オ) 供用開始 平成4年4月1日

(カ) 総事業費 約2億1,532万円

ウ 望洋苑斎場

(ア) 位置 釧路市音別町尺別7番地の15

(イ) 敷地面積 6,000㎡(1,851坪)

(ウ) 建築面積 129.77㎡(40坪)

(エ) 建設工期 昭和51年7月23日着工 昭和51年11月23日竣工

(オ) 施行内容 火葬炉 1 基、待合室 1 室、エントランスホール、炉前ホール、火葬炉機械室等管理諸室ほか

(カ) 供用開始 昭和52年 1 月 1 日

(キ) 総事業費 約3,000万円

(2) 火葬場使用料

区 分	12歳以上	12歳未満	死 産 児	上、下肢等 身体の一部	胞 衣 産 わ い 物	霊安室
市 民	18,000円	9,500円	4,000円	1,000円	1,000円	3,000円
市 民 以 外	36,000円	19,000円	8,000円	2,000円	2,000円	6,000円

※市民には、釧路町民を含む

(3) 火葬場使用状況（令和 6 年度）

区 分	大 人	小 人	計	埋葬されて いた人体	身体の一部	死 産	胞衣産 わ い 物
釧路地区	2,948体	3 体	2,951体	0 件	11件	12件	1,028件
阿寒地区	103体	0 体	103体	2 件	0 件	0 件	0 件
音別地区	13体	0 体	13体	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	3,064体	3 体	3,067体	2 件	11件	12件	1,028件

7 墓地

(1) 墓地の名称、面積等

	名 称	面 積	管 理 主 体
釧路地区	紫 雲 台 墓 地	141,268.18㎡	釧 路 市
	桜 田 墓 地	8,391.85㎡	
	山 花 墓 地	8,609.00㎡	
	桂 恋 墓 地	19,138.48㎡	
	北 斗 霊 園	404,307.00㎡	公益財団法人北斗霊園
阿寒地区	布伏内共同墓地	6,566㎡	釧 路 市
	徹別共同墓地	9,930㎡	
	仁々志別共同墓地	7,666㎡	
	西徹別共同墓地	12,206㎡	
	共和共同墓地	1,537㎡	
	上徹別共同墓地	6,337㎡	
	阿寒共同墓地	80,746㎡	
音別地区	音別公園墓地	10,300㎡	釧 路 市
	音 別 墓 地	871㎡	
	川西共同墓地	4,950㎡	
	中音別共同墓地	1,009㎡	
	二 俣 墓 地	6,600㎡	
	ム リ 墓 地	1,900㎡	
	茶 安 別 墓 地	13,223㎡	
	上 音 別 墓 地	1,782㎡	
	尺 別 墓 地	2,680㎡	
	直 別 墓 地	2,640㎡	
	尺 別 炭 鉱 墓 地	825㎡	

8 畜犬登録及び野犬掃とう

(1) 畜犬登録及び野犬掃とう等の状況（令和6年度）（単位：畜犬登録数、野犬掃とう等＝頭、苦情処理＝件）

区 分	畜 犬 登録数	野 犬 掃 と う 等							苦 情 処 理
		捕 獲			死亡犬 引取り	警察等 からの 搬 送 依 頼	迷い犬 保 護	計	
		うち麻酔 銃による	うち薬殺 に よ る						
釧路地区	5,840	2	0	0	1	13	2	18	61
阿寒地区	206	0	0	0	0	0	1	1	1
音別地区	70	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6,116	2	0	0	1	13	3	19	62

9 空き地の苦情処理

処理件数 釧路地区 51件 阿寒地区 7件 音別地区 0件

10 自然保護

市民の自然への関心が高まっている中で、健全な生態系の保全を図るとともに、生物の多様性を確保し、地域の豊かな自然環境を守り、将来に引き継いでいく必要がある。

このため、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園などの豊かな自然はもとより春採湖、武佐の森など市内の身近な自然についても保全するとともに、多様な動植物の適正な生息地としての自然環境にも関心を払いながら、市民が自然にふれあうことができる活動を推進している。

また、地域の市町村・関係機関との連携やラムサール条約の推進に関する国際協力を行うための組織を設置するとともに各種事業を展開している。

(1) 鳥獣の保護管理業務

ア 鳥獣捕獲許可業務

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）第2条の規定により釧路市が処理することとされた鳥獣並びにその卵について、申請に基づき生活環境被害、農林水産業被害、生態系に係る被害の防止を目的として捕獲許可する。

鳥獣の種類	令和6年度捕獲許可件数
ハシブトガラス・ハシボソガラス	9件
ドバト	11件
キツネ	5件
スズメ	1件

イ 鳥獣の飼養登録

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）第2条の規定により釧路市が処理することとされた鳥獣の飼養について、申請に基づき飼養登録する。

鳥獣の種類	令和6年度飼養登録件数
ゼニガタアザラシ	1件
エゾクロテン	2件
アオバト	1件
オオハクチョウ	4件
マガン	1件
ノスリ	1件
トビ	1件
エゾフクロウ	2件
オオコノハズク	1件
コミミズク	1件

ウ エゾシカ、ヒグマの市街地出没対応

種類	令和6年度通報件数
エゾシカ	81 件
ヒグマ	56 件

- (ア) エゾシカ対応 広報くしろ、HP、SNSなどによる市民への注意喚起、学校、警察と連携した児童・生徒の登下校時のパトロールを実施している。
- (イ) ヒグマ対応 釧路地域は環境保全課、阿寒地域は阿寒町行政センター市民課環境係、音別地域は音別行政センター市民課環境係が対応する。出没状況に応じて問題グマかどうかを判断し、問題グマである場合は警察、北海道と連携し捕獲を行う。
- (ウ) ヒグマ対応（人里出没抑制等のための春期管理捕獲）
北海道ヒグマ管理計画に基づく、人里出没抑制並びに人材育成を目的とした捕獲事業

実施期間 令和7年2月1日から令和7年5月31日

	実施場所	出動済み回数 (2/1～3/31)	出動回数 (4/1～5/31)
釧路地域	駒牧、山花、北斗等	2 回	11 回
阿寒地域	布伏内、阿寒湖	2 回	8 回
音別地域	霧里、茶安別	2 回	13 回

(2) 春採湖ウチダザリガニ捕獲事業

春採湖はヒブナの生息地として天然記念物に指定されており、水鳥が飛来する豊かな自然を有する湖で市民の憩いの場として親しまれている。特定外来生物ウチダザリガニの繁殖が水草の減少など湖内の生態系を変える原因のひとつと考えられていることから、ウチダザリガニを駆除する事業を行っている。

ア 事業開始年 平成 18 年

イ 活動内容 特定外来生物ウチダザリガニの防除、捕獲結果の分析、報告、市民学習会の開催等。

ウ 令和6年度捕獲数 6月145 個体、9月29 個体

(3) 釧路国際ウェットランドセンター

関係省庁・関係自治体・NGO・教育機関等で組織され、釧路湿原、阿寒湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原の4つのラムサール条約登録湿地をはじめとする釧路地域の豊かな自然と充実した施設等を活用して、地域において湿地保全への取組の紹介や、賢明な利用の推進を図るとともに、地球規模での環境保全に寄与するため海外の関係機関と連携し、ネットワークとしての役割も果たしている。

ア 設立年月日 平成7年1月26日

イ 活動内容 湿地の保全と賢明な利用の推進、海外・国内参加者を対象とした研修や会議・ワークショップの開催、研究・モニタリング及びデータベースの構築、湿地の保全・利用・管理に関する技術的な助言、広報・教育・普及啓発活動、国際協力・他機関との協力、湿地エコツアーの実施など。

(4) 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原国立公園の貴重な自然環境を保全し、国立公園の適正な保護及び整備の促進を図るため、関係機関が共通の理念のもとに情報交換・連絡調整を図る釧路湿原国立公園連絡協議会を組織し湿原内の環境を守るとともに、こどもレンジャーなど国立公園における自然ふれあい活動への住民参加を促進している。

ア 設立年月日 平成9年4月1日

イ 活動内容 国立公園の総合的な計画の促進、釧路湿原の適正な保護及び利用の促進に係る施策の実施、ビジターセンター等の運営、自然ふれあい利用促進に係る活動など。

環境事業課

1 ごみ処理（阿寒・音別地区含む）

- (1) 収集対象世帯 90,808世帯（令和7年3月末）
 (2) 排出量（収集量＝処理量 ※自己搬入分除く） 1日 96.06 t 年間 35,061.45 t
 (3) 委託業者

ア ごみ（可・不燃、粗大）収集委託業者

10業者（釧路環境衛生企業組合、株式会社令清舎、株式会社KCMコーポレーション、株式会社釧路厚生社、株式会社丸サ佐々木商店、釧路衛星株式会社、ECOくしろ株式会社、有限会社阿寒クリーン社、舌川原産業有限会社、音別衛生有限会社）

イ 資源物（ペットボトル・トレイ、プラスチック製容器包装）収集委託業者

10業者（大地運輸株式会社、株式会社道東清掃、株式会社マルカ加藤商店、釧路衛星株式会社、株式会社釧路厚生社、株式会社令清舎、有限会社共通空輸、有限会社阿寒クリーン社、舌川原産業有限会社、音別衛生有限会社）

(4) 収集関係車両台数

車 種		台 数	備 考	
市 直 営	中型ロードパッカー（４ t 車）	2		
	小型ロードパッカー（２ t 車）	2		
	小型トラック（２ t 車）	1		
	小型トラック（１ t 車）	3		
	清掃指導車	9		
	連絡車	2		
小 計		19		
可 不 燃 ・ 粗 大 委 託	大型ロードパッカー	1	音別衛生有限会社	1 台
	中型ロードパッカー	29	釧路環境衛生企業組合	10台
			株式会社令清舎	3 台
			株式会社K C Mコーポレーション	2 台
			株式会社釧路厚生社	3 台
			株式会社丸サ佐々木商店	3 台
			釧路衛星株式会社	2 台
			E C Oくしろ株式会社	2 台
			有限会社阿寒クリーン社	2 台
			舌川原産業有限会社	2 台
資 源 委 託	中型ロードパッカー	13	大地運輸株式会社	3 台
			株式会社釧路厚生社	1 台
			株式会社道東清掃	1 台
			株式会社マルカ加藤商店	2 台
			株式会社令清舎	1 台
			釧路衛星株式会社	1 台
			有限会社共通空輸	1 台
			有限会社阿寒クリーン社	1 台
			舌川原産業有限会社	1 台
			音別衛生有限会社	1 台
	2 t トラック（４ t 車含む）	23	舌川原産業有限会社	3 台
			有限会社阿寒クリーン社	4 台
			音別衛生有限会社	2 台
釧路市資源リサイクル事業協同組合			14台	
合 計		85		

(5) ごみ処理量（令和 6 年度）

直営 490.08 t 委託 26,307.38 t 合計 26,797.46 t

(6) 収集委託料（令和 6 年度）

856,464,752円

(7) ごみ収集方法

ア ごみの出し方はそれぞれ指定をした方法で出してもらい、収集はステーション方式を基本とする。

イ 分別収集回数

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物
収集回数	週 2 回	月 2 回	申込制	月 2 回	週 1 回

ウ 可燃ごみの収集

黄色の袋で出したものを収集日に収集する。

令和 6 年度収集量 24,857.33 t

エ 不燃ごみの収集

青色の袋で出したものを収集日に収集する。

令和 6 年度収集量 1,421.21 t

オ 粗大ごみの収集

電話等の申込みにより、市の指定日に収集する。

令和 6 年度収集量 518.92 t

カ その他のごみの収集

ボランティア清掃等（主に土）で出したものを収集する。

令和 6 年度収集量 0.54 t

キ 有害ごみ（廃乾電池・蛍光管）の収集

透明な袋に入れてほかのごみと区分して出したものを不燃ごみ収集日に収集する。

令和 6 年度収集量（電池） 35.01 t

令和 6 年度収集量（蛍光管） 3.53 t

ク 資源物の収集

資源物ステーションの指定した容器等に入れて出したものを収集日に収集する。

令和 6 年度資源物ステーション収集量 8,211.86 t

2 過去 3 か年のごみ収集量

（単位：t、%）

区 分	ご み			
	委 託	直 営	合 計	委託比率
令和 4 年度	27,790	500	28,290	98.2
令和 5 年度	27,003	463	27,466	98.3
令和 6 年度	26,307	490	26,797	98.2

3 中間処理施設

釧路市ごみ最終処分場に埋立処理するごみ量を減らすため、市営施設 2 カ所、民間施設 1 カ所で、ごみの中間処理を行い、減量化と再資源化を図っている。

(1) 釧路市資源リサイクルセンター

ア 所在地 釧路市鳥取南 7 丁目 1 番 2 号

イ 敷地面積 13,850㎡ 延床面積 3,025㎡

ウ 処理能力 圧縮能力（缶） 1～2 t/H 処理能力（びん） 3～4 t/H
圧縮能力（ペットボトル） 2.5 t/日

エ 管理運営 釧路市資源リサイクル事業協同組合

オ 資源物等搬入状況・売却状況（令和6年度）

（単位：kg、円）

品 目	古紙類	缶 類	びん類	布 類	トレイ	ペット	合 計
搬入量	3,010,430	475,894	79,116	0	21,050	897,125	4,483,615
売却金額	8,504,581	59,061,185	285,778	0	2,311	986,834	68,840,689
品 目	キャップ	カレット	残 渣				合 計
搬入量	4,430	1,327,930	183,300				1,515,660
売却金額	485						485
搬入量の総合計							5,999,275
売却金額の総合計							68,841,174

(2) 粗大ごみ処理センター

- ア 所在地 釧路市高山4番地1
 イ 敷地面積 6,606㎡ 延床面積 999㎡
 ウ 管理運営 株式会社KCMコーポレーション
 エ 粗大ごみ処理センター処理状況（令和6年度）

（単位：t）

区 分	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
搬入量	2,475.71	3,130.22	5,605.93

※釧路町・厚岸町・弟子屈町・鶴居村・白糠町の不燃・粗大ごみ含む

(3) プラスチック製容器包装再資源化施設（民間施設）

- ア 所在地 釧路市星が浦6丁目6番13号
 イ 敷地面積 2,426.22㎡ 延床面積 999㎡
 ウ 処理能力 64.8t/日（24時間）
 エ 管理運営 ネイチャーテック釧路株式会社
 オ 処理状況（令和6年度）

（単位：t）

区 分	計画収集	自己搬入	合計
搬入量	2,130.79	212.31	2,343.10

4 釧路市民工房

- (1) 市民自らの手で自転車、家具を修理してもらうため、リサイクルセンター内に開設した。

(2) 概 要

- ア 所在地 釧路市鳥取南7丁目1番2号（釧路市資源リサイクルセンター内）
 イ 工房面積 100㎡
 ウ 常設工具 電気工具、家具工具、自転車工具一式
 エ 開放時間 土・日曜日 午前9時～午後4時
 オ 管理運営 釧路市資源リサイクル事業協同組合

5 ごみ最終処分場

(1) 概 要

- ア 施設名 釧路市ごみ最終処分場
 イ 所在地 釧路市高山17番地1・29番地1
 ウ 埋立可能面積 41,742㎡
 エ 埋立容量 233,307m³
 オ 埋立計画期間 令和6年度～令和20年度
 カ 廃棄物の種類 焼却残渣・不適物、不燃性残渣等
 キ 埋立方式 山間サンドイッチ埋立
 ク 汚水処理施設 カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過
 ケ 汚水処理能力 170m³/日

- (2) 埋立量（令和6年度） 8,532.97t（汚水処理施設の汚泥含む）

6 許可業者制度

(1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者	16社
(2) 一般廃棄物（ごみ）収集場所限定収集運搬許可業者	1社
(3) 廃食用油限定収集運搬許可業者	1社
(4) YM菌限定処分許可業者	1社
(5) 廃食用油限定処分許可業者	1社
(6) 廃プラスチック限定処分許可業者	1社
(7) 浄化槽汚泥限定収集運搬許可業者	1社
(8) ごみ及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者	4社
(9) 飼料残渣限定収集運搬許可業者	2社

7 清掃思想の普及啓発

- (1) 釧路市マチをきれいにする推進協議会
 - ア 「春採公園クリーン作戦」
 - (ア) 令和6年4月20日 春採公園及び春採湖周辺、千代ノ浦マリニパーク
悪天候予報により中止
 - イ ごみゼロキャンペーン「集まれ！ごみひろい隊会」
 - (ア) 令和6年5月25日 釧路市役所から港湾地域周辺、幸町、黒金町、北大通周辺、MOO周辺、末広歓楽街地区、栄町平和公園周辺
参加団体 28団体 個人参加3名 参加者総数 246名 ごみ処理量 80.1kg
 - (イ) 令和6年9月28日 柳町公園、千代ノ浦マリニパーク
参加団体 26団体 個人参加3名 参加者総数 166名 ごみ収集量 75.9kg
 - ウ ポスターコンクールの実施
対象 市内小学校および義務教育学校3・4年生 応募総数 15点
 - エ 「ごみのポイ捨て防止」街頭啓発
 - (ア) 令和6年10月22日 イオンモール釧路昭和 1階出入口
- (2) ごみ処理施設見学会（令和6年度）
学校等申込対応数 2件 参加人数 87名

8 釧路市クリーンパートナー制度

- (1) 概要
市内の公共空間に一定区域を定め、市に登録した団体がクリーンパートナーとして、ボランティアによる清掃活動を行う。
- (2) 登録団体（令和7年3月末）
 - ア 太平洋設備株式会社（春採湖周辺）
 - イ 釧路北ローターアクトクラブ（新釧路川緑地地区 鶴見橋から上流）
 - ウ 釧路子ども劇場（千代ノ浦マリニパーク、春採公園）
 - エ 釧路川元気の会（釧路川周辺）
 - オ 日本たばこ産業株式会社北海道支社（北大通）
 - カ DCM株式会社（新釧路川緑地地区（鶴見橋から鳥取橋間の全域））
 - キ 株式会社釧路製作所本社（川北町・新釧路町の一部）
 - ク 株式会社KCMコーポレーション（スカイロードから釧路環状線久寿里橋通まで）
 - ケ 第一環境株式会社釧路事務所（南大通から米町）
 - コ 株式会社美警（鳥取7号公園外周）
 - サ 明治安田生命保険相互会社釧路駅前営業所（黒金町10丁目から13丁目）
 - シ 株式会社本田組（鳥取大通8丁目、鳥取北8丁目の一部）
 - ス 阿寒共立土建株式会社（仁々志別川河川敷（河口から昭和橋まで1.9km））
 - セ 釧石工業株式会社（昭和中央1丁目の一部）

- ソ 住友生命保険相互会社（新釧路川緑地地区周辺（鳥取橋から新川橋の間））
 タ 北海道電力株式会社釧路支店（幸町3丁目、4丁目）
 チ 株式会社ウインドヒル（文苑1丁目の一部、大規模運動公園、新釧路川沿いの一部）
 ツ 村井建設株式会社（住之江町及び駒場公園周辺）
 テ 株式会社樋口電気工業釧路支店（大楽毛北1丁目区域）
 ト 株式会社釧路火力発電所（興津通（一部）区域）
 ナ 釧路キレイな街応援隊（大楽毛154-19海岸沿い）
 ニ 株式会社ユタカコーポレーション（共栄橋通り光陽町の一部（雄鉄線通り～柳町公園））
 ヌ 合同会社赤藤（星が浦南4丁目、5丁目の一部）
 ネ 株式会社釧路宇部（鳥取南5丁目1番の一部）
 ノ 学校法人横田学園（岩見浜、春採公園、鶴ヶ岱公園）
 ハ くしろうみびりか（阿寒川周辺、大楽毛海岸周辺）
 ヒ 有限会社F-CAGO（新富士町6丁目の一部）
 フ 946530の会（星が浦地区、大楽毛西よつ葉乳業横の一部）
 ヘ 有限会社鹿又建設工業（市道北園1号の一部）
 ホ 就労継続支援B型事業所ななはち（久寿里橋通の沿線及び鶴ヶ岱公園）

(3) 市の支援内容

ごみ袋の支給、火ばさみなどの清掃用具の貸与、集積された廃棄物の収集、処理など。

(4) 活動実施状況（令和6年度）

各団体登録人数 1,042人 年間清掃回数 478回

9 ごみの減量化と資源リサイクル行政

(1) 釧路市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の減量化・資源化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため平成21年に計画を策定し、令和3年3月には、当市のごみ処理の現状及び課題を検証し、更なる循環型社会の形成を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき「釧路市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

計 画 の 期 間	令和3年度～令和12年度
基 本 方 針	・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進によるごみの減量 ・分別・リサイクルの取り組み促進 ・環境学習・環境教育の充実 ・安全・安心なごみ処理事業の推進

(2) 釧路市廃棄物減量等推進審議会（審議委員15名）

任期 令和5年11月1日～令和7年10月31日

(3) 生ごみ堆肥化コンポスト容器購入費の一部助成

生ごみ堆肥化コンポスト容器を購入し、その購入費の一部を助成する。

ア 助成内容

容 器 の 購 入 価 格	1個あたりの助成金額
6,000円以上の容器	3,000円
3,000円以上～6,000円未満の容器	2,000円
1,000円以上～3,000円未満の容器	1,000円

イ 1世帯当たり2個まで助成する。

ウ 令和6年度生ごみ堆肥化コンポスト容器購入助成予算額 30,000円

エ 令和6年度の生ごみ堆肥化コンポスト容器購入助成状況

容 器 の 購 入 価 格	個数	金額
6,000円以上の容器	4個	12,000円
3,000円以上～6,000円未満の容器	9個	18,000円
1,000円以上～3,000円未満の容器	0個	0円

(4) 電気生ごみ処理機購入助成金交付

電気生ごみ処理機を購入し、自ら処理及びごみ減量化に協力する市民に対して、その購入費の一部を

助成する。

ア 助成金額 1台につき購入額の2分の1、10,000円を限度とする。

イ 助成台数 1世帯当たり1台まで助成する。

ウ 令和6年度電気生ごみ処理機購入助成実績額 70,000円

エ 令和6年度電気生ごみ処理機購入助成台数 7台

(5) 説明会の開催

ア 生ごみ減量講習会の開催

(ア) 開催件数：4回

(イ) 参加人数：49名

(6) その他啓発事業の実施

ア 「夏休み！リサイクル親子バス見学会」の実施

(ア) 令和6年8月5日、8月7日 参加者総数 22名

見学先 釧路市資源リサイクルセンター、ネイチャーテック釧路、王子マテリア釧路工場

イ 環境ニュースの発行（連町通信に同封。年2回発行）

10 放置自動車対策

(1) 釧路市廃自動車認定等委員会（委員7名）

報告年月日	報告事項
令和4年9月16日	前年度放置自動車発生件数及び処理件数について
令和5年9月4日	
令和6年9月13日	

※過去3年間の開催状況

阿寒町行政センター市民課

1 中間処理施設

阿寒町ごみ最終処分場に埋立処理するごみの減量をするため、一時保管施設2カ所で減量化と再資源化を図っている。

(1) 阿寒町資源物保管施設

- ア 所在地 釧路市阿寒町西徹別7番地
- イ 施設規模 簡易ハウス プレハブD型 194.4m²
- ウ 分別方法 阿寒町高齢者等生きがいセンターへ委託し、手選別により分別

(2) 阿寒湖温泉資源物保管施設

- ア 所在地 釧路市阿寒町阿寒湖温泉5丁目5番
- イ 施設規模 簡易ハウス プレハブK型 158.76m²
- ウ 分別方法 ごみ計画収集業者へ委託、手選別により分別

(3) 資源物等搬入状況（令和6年度） （単位：kg）

品 目	缶 類	ビン類	新聞紙	雑 誌	雑 紙	段ボール
搬入量	12,430	31,120	6,430	10,110	17,210	19,700
品 目	ペット	トレイ	布 類	紙パック	プラ容器	合 計
搬入量	21,270	210	0	260	44,680	163,420

2 ごみ最終処分場

(1) 概要

- ア 施設名 阿寒町一般廃棄物最終処分場
- イ 所在地 釧路市阿寒町東栄33番地6
- ウ 埋立可能面積 10,000m²
- エ 埋立容量 47,000m³
- オ 埋立計画期間 平成15年度～平成29年度
※埋立量の減少により、埋立期間を当面延長している。
- カ 廃棄物の種類 不燃物
- キ 埋立方式 セル方式・準好気性埋立
- ク 汚水処理方式 生物処理（接触ばっ気）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒
- ケ 処理能力 45m³／日

(2) 埋立量（令和6年度） 70.56 t（汚水処理施設の汚泥含む）

3 ごみ処理

- (1) 収集対象世帯 2,344世帯（令和7年3月末現在）
- (2) 排出量（収集量） 1日 4.0 t 年間 1,320.93 t
- (3) 委託業者 2業者（①有限会社阿寒クリーン社、②舌川原産業有限会社）
- (4) 収集関係車両現存台数

車 種		台数	備 考	
委 託	中型ロードパッカー	5	①所有3台	②所有2台
	小型トラック（2 t 車）	6	①所有4台	②所有2台
	中型トラック（4 t 車）	1	①所有0台	②所有1台
合 計		12		

(5) ごみ搬入量（令和 6 年度）

（単位：t）

受入れ 処分場	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	収集量計	自己搬入	合計	事業系 生ごみ
阿寒町	-	52.21	-	-	52.21	22.01	74.22	-
釧路市	607.32	-	41.42	0	648.74	525.41	1,174.15	-
合 計	607.32	52.21	41.42	0	700.95	547.42	1,248.37	-

(6) ごみ収集委託料（令和 6 年度）

67,498,200円

(7) 有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光管）

透明袋又は半透明袋にそれぞれごとに入れて出したものを資源物収集日に収集する。

ア 令和 6 年度収集量

(ア) 廃乾電池 1.08 t

(イ) 廃蛍光管 0.333 t

4 清掃思想の普及啓発

(1) 広報紙等による啓発（行政センターだより）

ア ごみの分別 4 回

5 清掃活動の推進

(1) 概要

平成11年度より連合町内会に協力要請し、4月～10月に清掃活動を行う。

(2) 活動実施状況

ア 参加数 45町内会

イ 参加人数 1,206人

音別町行政センター市民課

1 中間処理施設

(1) 音別町リサイクルセンター

- ア 所在地 釧路市音別町海光1丁目31番
 イ 敷地面積 1,225㎡
 ウ 処理能力 圧縮能力（缶）約0.5t／H
 圧縮能力（ペットボトル）70kg～100kg／H
 溶解固化能力（トレイ）20kg／H

エ 管理運営 社会福祉法人音別憩いの郷

オ 資源物等搬入状況・売却状況（令和6年度）

（単位：kg、円）

品目	古紙類	缶類	びん類	トレイ	ペット	カレット	プラ容器	合計
搬入量	57,108	5,460	508	330	6,000	10,380	13,970	93,756
売却金額	86,483	618,375	402	363	6,600	-	-	712,223

2 ごみ最終処分場

(1) 概 要

- ア 施設名 音別町一般廃棄物最終処分場
 イ 所在地 釧路市音別町尺別31番地1
 ウ 埋立可能面積 4,000㎡
 エ 埋立容量 10,000㎡
 オ 埋立計画期間 平成12年度～平成26年度
 ※埋立量の減少により、埋立期間を当面延長している。
 カ 廃棄物の種類 不燃物
 キ 埋立方式 準好気性埋立
 ク 汚水処理施設 回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過
 ケ 汚水処理能力 10㎡／日

(2) 埋立量（令和6年度） 4.73t（汚水処理施設の汚泥含む）

3 ごみ処理

- (1) 収集対象世帯 908世帯（令和7年3月末現在）
 (2) 排出量（収集量） 1日 0.75t 年間 273.96t
 (3) 委託業者 1業者（音別衛生有限会社）
 (4) 収集関係車両現有台数

車 種		台 数
委 託	大型ロードパッカー	1
	中型ロードパッカー	1
	中型トラック（4t車）	1
	着脱装置付きコンテナ専用車	1
合 計		4

(5) ごみ搬入量（令和6年度）

（単位：t）

受入れ処分場	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	収集量計	自己搬入	合 計
音別町	-	-	-	0.00	4.23	4.23
釧路市	242.63	19.02	17.91	279.56	156.26	435.82
合 計	242.63	19.02	17.91	279.56	160.49	440.05

- (6) ごみ収集委託料（令和6年度）

31,713,000円

- (7) 有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光灯）

透明袋または半透明袋にそれぞれごとに入れて出したものを資源物収集日に収集する。

ア 令和6年度収集量

(ア) 廃乾電池 0.458 t

(イ) 廃蛍光灯 0.131 t

4 清掃思想の普及啓発

- (1) 広報紙等による啓発（行政センター通信、町内回覧チラシ）

ごみの分別及び排出方法 1回